表大中型まき網漁業の項記載事項の欄第二号中「正午位置」を「、正午位置」に改め、同表近海かつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）の項海域の欄中「日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定」の下に「（昭和四十四年条約第十号）」を加え、同表中型さけ・ます流し網漁業の項記載事項の欄第三号中「漁獲数量」を「漁獲量」に改め、同表北太平洋さんま漁業の項記載時期の欄中「すべて」を「全て」に改め、同項記載事項の欄第四号中「漁獲数量」を「漁獲量」に改め、同表に次のように加える。

いか釣り漁業	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域	上欄の海域で操業を行った航海における全ての操業につき帰港までの間	一　操業年月日 二　自動いか釣り機の作動開始の場所及び時刻 三　自動いか釣り機の作動停止の時刻 四　漁獲量

附　則

1　この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現に航海中である沖合底びき網漁業又はいか釣り漁業に従事する船舶の船長については、当該航海が終了する日までは、この告示による改正後の平成十九年七月二十五日農林水産省告示第九百六十五号の規定は、適用しない。

○農林水産省告示第千七百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町八百津字臨滸山四三五二の一、四三五二の二八、四三五二の一九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡池田町段字古堂下八二二・八四七・八四九・八五〇の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八一二の二、八一九、八二〇の二、八二五、八二六、八二九から八三三まで、八三六から八三九まで、八四〇の一、八四〇の二、八四二、八四三の一、八四三の二、八四六、八四八、八五〇の一、八六〇、八六一、八六二の一、八六二の三、八六三、舟子字小豆谷四〇八の一、四〇八の二、四〇九の一、四〇九の三、四〇九の四、四一〇から四一三まで、四一五から四一七まで、四一八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市明宝大谷字洞野七二七の一、七二七の四から七二七の一二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　1　立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字洞野七二七の一、七二七の一二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市明智町阿妻字月ノ平六五の六、六五の七、串原字関羅瀬一九九一の一、一九九一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　1　立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県山県市富永字猪矢洞一一六二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　1　立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字猪矢洞一一六二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町剣字宮ケ洞二〇九二の五一、字明見山二一三九の五四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　1　立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）